世田谷区　平成30年度

子どもの生活実態調査結果

～子どもの貧困対策を考えるために～

世田谷区では、令和2年度からの「子ども計画（第2期）後期計画」の策定に向け、子どもの貧困対策の全体像を定め、重点施策を含め、総合的な対策を講じていくために、「子どもの生活実態調査」を平成30年度に行いました。
様々な方々のご協力により実施したこの調査の結果を広くお知らせし、経済的な理由による生活困難を抱える子どもや保護者の状況を理解していただくために、作成しました。ぜひご一読ください。

1 調査の実施概要

	アンケート調査	ヒアリング調査
調査対象	公立、私立、国立等の子どもの学校種別にかかわらず、小学校5年生、中学校2年生のすべての子ども本人とその保護者13,446世帯（小学5年生：6,930人、中学2年生：6,516人）	子ども家庭支援センター、保育所、幼稚園、児童館、小・中学校、高校、子ども食堂、社会福祉協議会等、子どもに関わる機関の職員（47機関82人）
調査内容	子どもの生活（食、所有物、活動、子どものための支出など）、子どもの学び、子どもの人間関係と居場所、子どもの自己肯定感、子どもの健康状態、保護者の状況（健康状態、成育環境、子どもとの関係、相談相手の有無など）、制度・支援サービスの利用について	日頃の業務の中で接する経済的に困窮している子ども・保護者の状況、経済的に困窮している子ども・保護者を支援する上で気をつけていることや難しさ、子どもの貧困対策の推進に向けて必要なことについて
調査時期	平成30年6月27日～7月27日	平成30年6月7日～9月5日
有効回答率	子ども・保護者とも42.9%	－

2 調査結果から見えた主な状況

- **1割を越える小学5年生、中学2年生が経済的な理由による生活困難を抱えており、食や体験、学習、人間関係、健康面等での影響を受けている**
- **支援サービスの利用意向があったが利用しなかった保護者が多い傾向にあり、生活が困窮するほどその割合は高い**
- **様々な理由から経済的に困窮する子どもや保護者の姿が見えにくく、貧困が潜在化しているため、支援者が気づきの感度をより高め、連携していくことが必要**
- **保護者自身が子ども期に経済的に困窮しており、現在も困窮しているという貧困の連鎖がある一方、子ども期は経済的に困窮していなかったが、現在は経済的に困窮している保護者がいる**

日本における子どもの貧困と国の動き

日本では約7人に1人の子どもが、その社会のほとんどの人が当たり前のもの、普通のこととしている生活ができない状態にある、「相対的貧困」にあるといわれています（※）。

子どもの貧困は、単にお金がないというだけでなく、生きる・育つ・守られる・参加するという「子どもの権利」が保障されないリスクを高めます。また、子どもの貧困は、外からは見えにくく、様々な要因が複雑に重なり、子どもとその家庭だけでは解決できないという課題もあります。

国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年6月公布、令和元年6月改正）及び「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

※子どもの貧困率　約13.9%（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

下のマークは、目の不自由な方のための「音声コード」です

3 世田谷区における子どもの貧困の把握

(1) 生活困難度とは？

「生活困難度」は、貧困を測定する指標です。子どもの生活における困難を、①低所得に加え、剥奪指標（※）である②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の３つの要素から捉えています。

※社会の中で生活に必要なモノやサービス、社会的活動が、経済的な理由で奪われている状態にあるかどうかによって貧困を測定する指標

［図表１］生活困難について

①低所得

等価世帯所得が厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯
＜低所得基準＞
世帯所得の中央値442万円÷
√平均世帯人数（2.47人）×50% ＝140.6万円

2人世帯で約198万円未満、3人世帯で約243万円未満、4人世帯で約281万円未満（税金・社会保険料・社会保障給付金も含まれる。）

②家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣料を買えなかった経験など、下記７項目のうち１つ以上が該当

1 電話料金が支払えなかった
2 電気料金が支払えなかった
3 ガス料金が支払えなかった
4 水道料金が支払えなかった
5 家賃が支払えなかった
6 家族が必要とする食料が買えなかった
7 家族が必要とする衣類が買えなかった

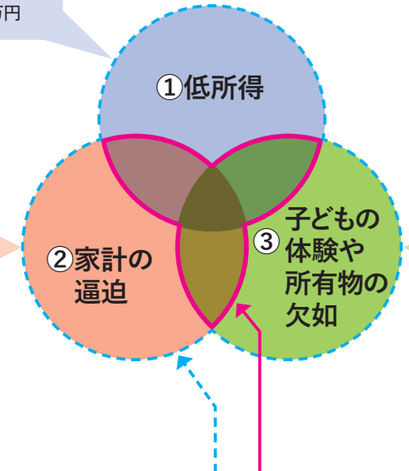

③子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が３つ以上該当

1 海水浴に行く
2 博物館・科学館・美術館などに行く
3 キャンプやバーベキューに行く
4 スポーツ観戦や劇場に行く
5 遊園地やテーマパークに行く
6 毎月小遣いを渡す
7 毎年新しい洋服・靴を買う
8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
9 学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）
10 お誕生日のお祝いをする
11 １年に１回くらい家族旅行に行く
12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
13 子どもの年齢に合った本
14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
15 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

(2) 生活困難層とは？

①低所得、②家計の逼迫、③子どもの体験や所有物の欠如の３つの要素のうち、
２つ以上該当する世帯を「困窮層」
いずれか１つに該当する世帯を「周辺層」
どれにも該当しない世帯を「一般層」
と分類し、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層を「生活困難層」としています。

生活困難層		困窮層＋周辺層
	困窮層	２つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか１つの要素に該当
一般層		いずれかの要素にも該当しない

(3) 世田谷区の生活困難層

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の子どもの割合は、小学５年生では11.7%、中学２年生では13.9% です。仮に世田谷区で、0歳から17歳の子どもに生活困難層が10%いるとするならば、約1万2千人の子どもが生活困難層と推定されます。

［図表２］生活困難層の割合

		小学５年生	中学２年生
生活困難層		11.7%	13.9%
	困窮層	2.5%	3.8%
	周辺層	9.2%	10.1%
一般層		88.3%	86.1%

生活困難度は所得と剥奪指標を合わせた指標のため、所得のみに基づく子どもの貧困率とは、比較できない

4 生活困難と家庭の状況

(1) 生活困難層の子どもの世帯タイプ

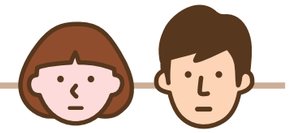

小学５年生では７１．７%、中学２年生では７１．８% と７割を超える子どもはふたり親（二世代）世帯で、ふたり親（三世代）世帯も含むと、約８割の子どもはふたり親世帯に属します。

［図表３］生活困難層の子どもの世帯タイプ

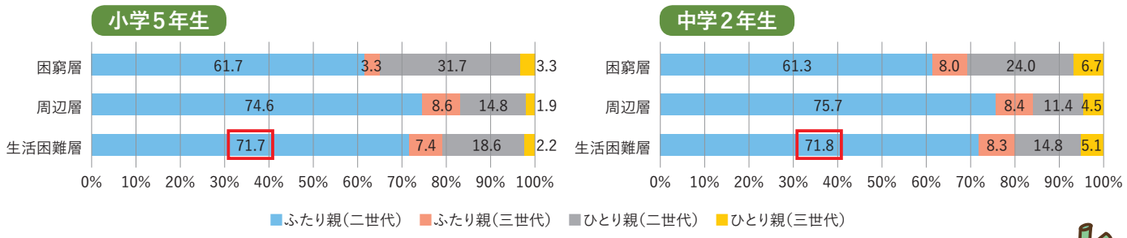

(2) 家計の状況

過去１年間に家族が必要な食料が買えなかった経験が「よくあった」「時々あった」割合は、小学５年生・中学２年生の一般層では0%です。一方、小学５年生の困窮層では40.0%、中学２年生の困窮層では47.4% となっており、食料が困窮した経験がある割合は４割を超えます。

［図表４］過去１年間に家族が必要な食料が買えなかった経験

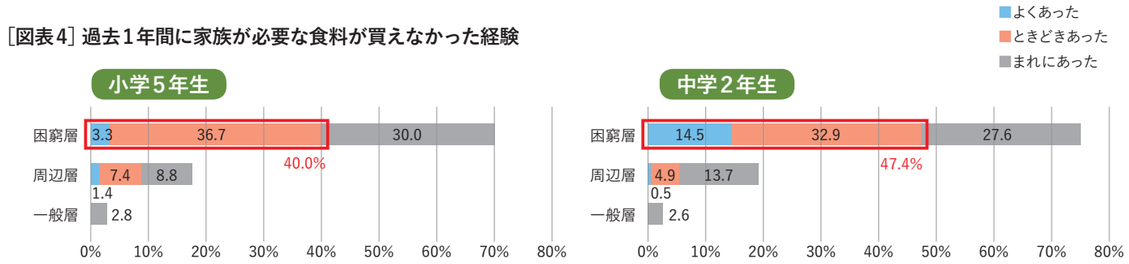

また、困窮層では、２～３割の世帯にて、過去１年間に電話、電気、ガス、水道、家賃、その他債務の支払いが経済的な理由でできなかった経験があります（グラフ省略）。

(3) 住居の状況

生活困難度が高いほど、持ち家の割合が低くなり、民間の賃貸住宅の割合が高くなっています。特に、困窮層では、小学５年生の50.0%、中学２年生の47.4% が、民間の賃貸住宅に居住しています。

［図表５］住宅の種類

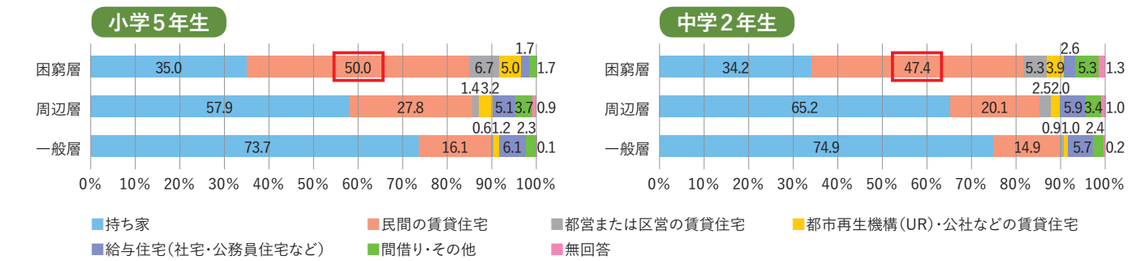

5 生活困難が子どもに与える影響

(1) 子どもの食

給食以外に毎日野菜を食べる割合は、小学５年生の一般層では78.6%、中学２年生の一般層では84.4% です。一方で、その割合は、小学５年生の困窮層では60.0%、中学２年生の困窮層では67.1% となります。

［図表6］野菜の摂取頻度

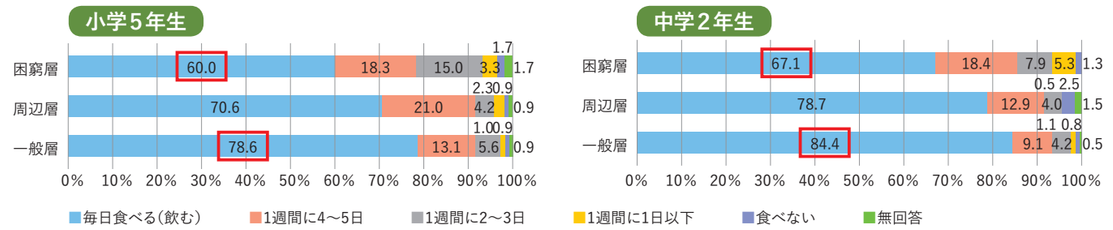

(2) 子どものための支出

困窮層では、経済的な理由で「学習塾に通わせる」（小学５年生の61.7%、中学２年生の48.7%）、「習い事に通わせる」（小学５年生の26.7%、中学２年生の56.6%）といった定期的な教育費の支出ができない保護者の割合が高くなります。

また、小学５年生の困窮層では、経済的な理由で「子どものお誕生日のお祝いをする」ことができない保護者の割合は6.7%、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことができない保護者の割合は15.0%となります（一般層では、両項目とも0%）。

［図表7］経済的にできない子どものための支出（小学５年生）　※中学２年生のグラフは省略

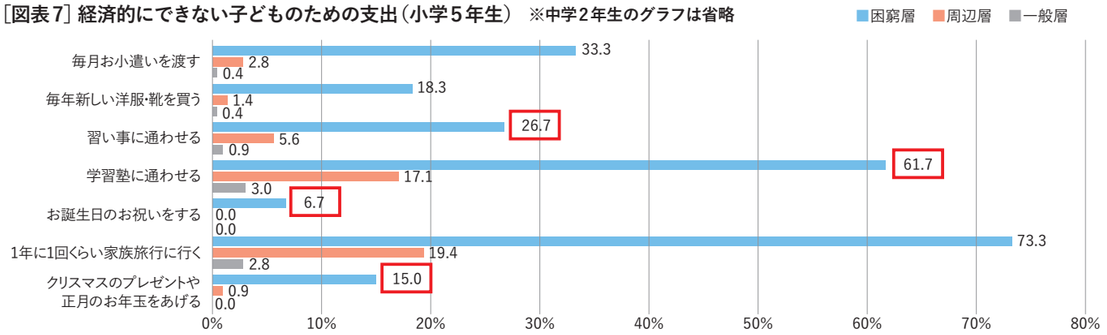

(3) 子どもの所有物

携帯電話、スマートフォンは、小学５年生では56.5%、中学２年生では80.6%が所有し（グラフ省略）、生活困難度による所有状況の差が両学年とも確認されず、子どもたちにとって情報機器が身近な存在であることが伺えました。

スマートフォンの利用状況を見てみると、中学２年生の困窮層では、53.9%の子どもが毎日２時間以上利用しています。

［図表8］スマートフォンの利用状況（中学２年生）

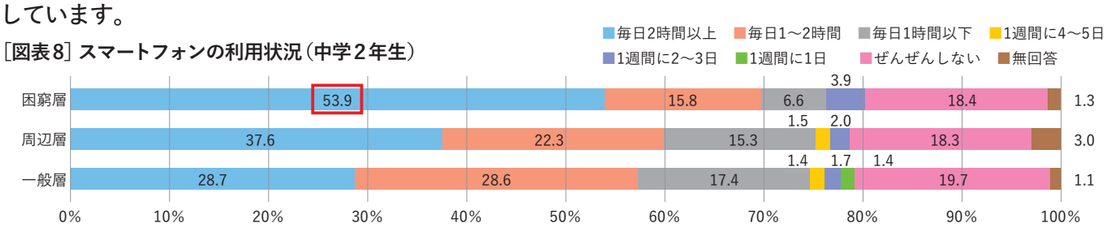

(4) 子どもの学び

学校の授業が「いつもわかる」と回答した子どもの割合は、小学５年生の一般層では42.6%、中学２年生の一般層では22.1% です。一方で、その割合は、小学５年生の困窮層では18.3%、中学２年生の困窮層では9.2% となります。

また、小学５年生の困窮層では約２割、中学２年生の困窮層では３割以上の子どもが、学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しています。

［図表9］授業の理解度

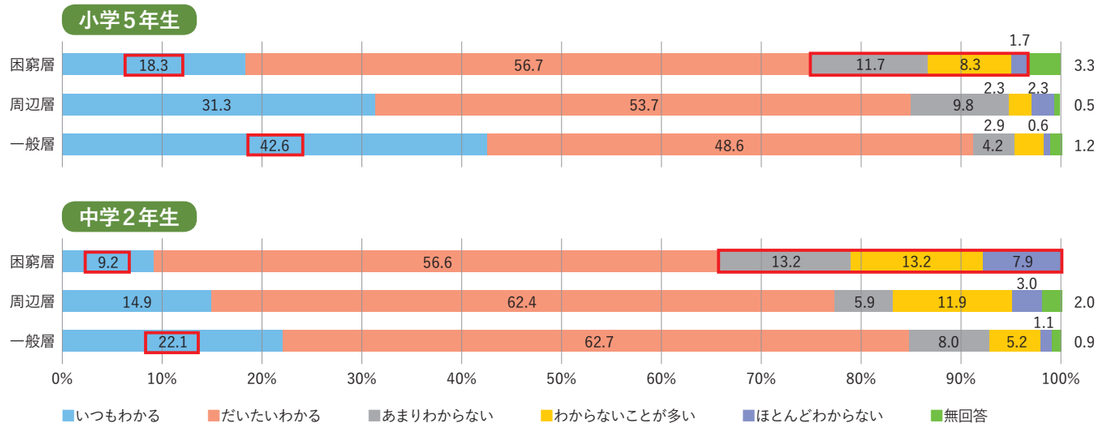

(5) 子どもの居場所

放課後に一番ほっとできる居場所について子どもに尋ねたところ、中学２年生で「自分の家」と回答した割合は、一般層では79.3% なのに対し、周辺層では74.8%、困窮層では67.1%と、生活困難度が上がるにつれて低くなります。「ほっとできる居場所はない」と回答した割合は、一般層では2.7% なのに対し、周辺層では3.5%、困窮層では6.6%と、生活困難度が上がるにつれて高くなります。

［図表10］放課後に一番ほっとできる居場所（中学２年生）

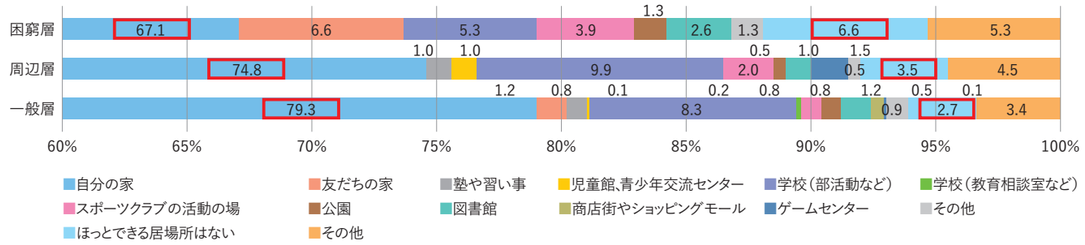

(6) 子どもの健康

中学２年生の困窮層では22.4% の子どもが１本以上のむし歯があります。

［図表11］むし歯の本数（治療中も含む）（中学２年生）

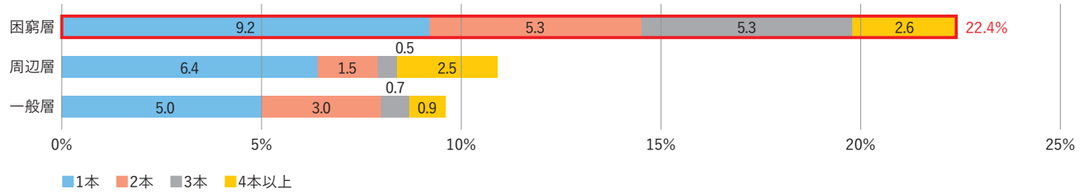

6 生活困難と保護者の状況

(1) 同居の母親の就労状況

就労をしている割合は、小学５年生・中学２年生ともに困窮層にて高いですが、生活困難度が高いほど両学年とも「正社員」の割合が低くなります。「非正規社員」の割合が最も高いのは困窮層で、約５割になります。「無職」の割合が最も高いのは、周辺層で、一般層がそれに続きます。

［図表12］同居の母親の就労状況（中学２年生）　※小学５年生のグラフは省略

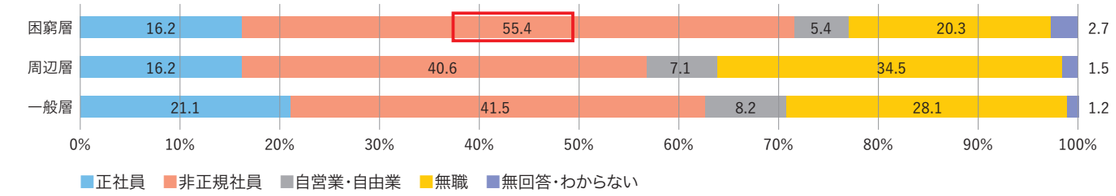

(2) 母親の健康状態

母親の抑うつ傾向（※）についてみると、心理的ストレス反応相当だった母親の割合は、小学５年生の一般層では27.2%、中学２年生の一般層では26.1% です。その割合は生活困難度が上がるにつれて高くなり、小学５年生・中学２年生の困窮層では約５割強となります。

また、重症精神障害相当だった母親の割合も、小学５年生・中学２年生の一般層では２～３%である一方で、小学５年生・中学２年生の困窮層では約２割となります（グラフ省略）。

［図表13］心理的ストレス反応相当だった母親の割合

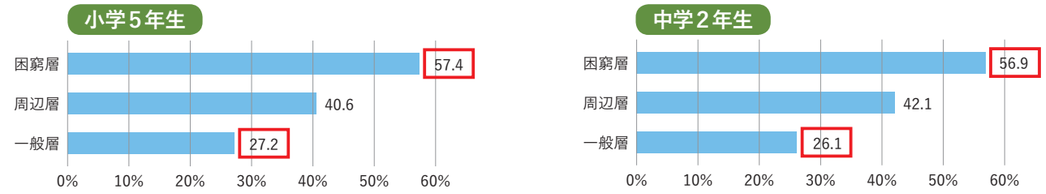

※一般にうつ傾向を測る指標として普及しているＫ６指標を用いて、母親の抑うつ傾向を測定。Ｋ６は、過去３０日の間での心の状況（６項目）を指数化したものであり、その得点によってそれぞれ、「心理的ストレス反応相当（５点以上）」「気分・不安障害相当（９点以上および１０点以上」「重症精神障害相当（１３点以上）」に分類される。６項目すべての項目を回答している母親のみを分析対象としています。

(3) 保護者が成人するまでに体験した困難

困窮層の保護者は、自身が子ども時代に親から暴力を振るわれた経験や、育児放棄をされた経験がある割合が、一般層、周辺層の保護者よりも高くなっています。特に、困窮層では、親から暴力を振るわれた経験がある保護者の割合は、小学５年生15.3%、中学２年生12.3%と、１割を超えています。

［図表14］保護者が成人するまでに体験した困難

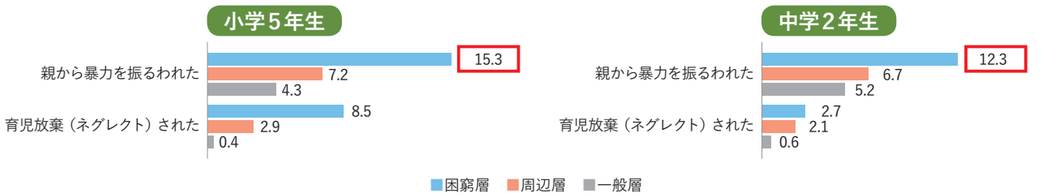

※詳細分析では、保護者が子ども時代に親から暴力を振るわれた経験がある場合、現在の生活困難度にかかわらず、子どもに体罰をふるいやすくなる、育児放棄に陥りやすくなることも明らかになりました。（グラフ省略）

7 生活困難と制度・支援サービスの利用

(1) 支援サービスの利用状況

実際に支援サービスを利用した経験を持つ保護者よりも、利用意向はあったが利用しなかった（※）保護者のほうが多い傾向があり、その割合は困窮層にて高くなる傾向があります。

［図表15］利用意向はあったが利用しなかった割合　※中学２年生のグラフは省略

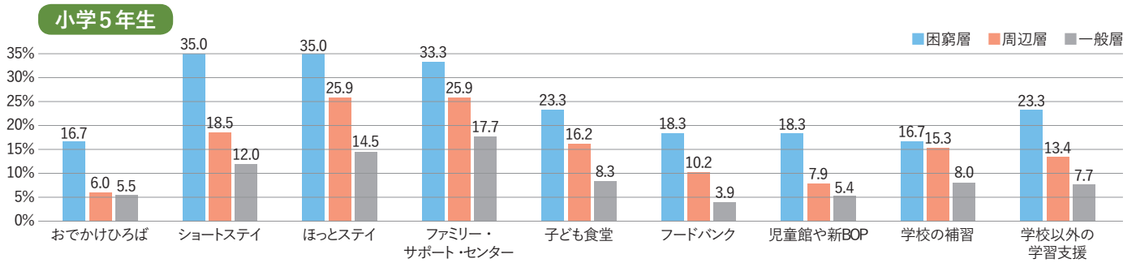

※「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用時間や制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」「利用したかったが抵抗感があった」「料金が支払えないと思った」との回答を、「利用意向はあったが利用しなかった」と分類しました。

※ P3.3 ～ P7.7 の項目はアンケート調査の結果、8はヒアリング調査の結果。

8 潜在化する貧困

支援者に対するヒアリング調査でも、これまで紹介してきた子ども・保護者に対するアンケート調査結果と同様に、様々な困難に直面する子どもや保護者の状況が語られました。

同時に、たとえ経済的に困窮していたとしても、そのことを周囲に悟られないように努める子ども・保護者の存在も明らかになりました。また、支援者によっては、プライバシー保護の観点から、子どもの背景にある家庭の経済状況を把握することが難しいという職務上の限界も明らかになりました。

このような理由から、経済的に困窮する子どもや保護者の姿が見えにくくなり、貧困が潜在化しているため、支援者が気づきの感度をより高め、連携していくことの必要性が示唆されました。

9 貧困の連鎖の実態

子ども・保護者に対するアンケート調査の詳細分析も実施しました。その結果、困窮層の３割強、周辺層の約２割が、母親自身が１５歳時点に苦しい生活をしており、現在も困窮しているという、貧困の連鎖がありました。一方で、母親自身が１５歳時点では普通以上の生活をしていたが、現在困窮している保護者は、困窮層では７割弱、周辺層では約８割となります。

［図表16］母親の15歳時点の暮らし向き（小学５年生・中学２年生合体）

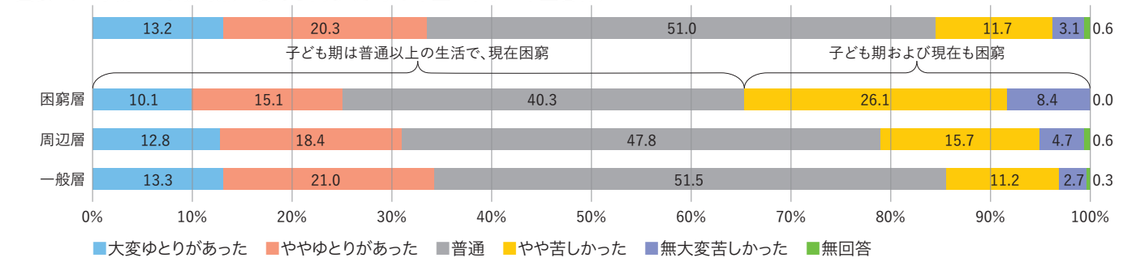

※保護者票回答者のうち母親によるものが、両学年とも８割以上であるため、回答者が母親である場合のみ集計して分析を行いました。

10 世田谷区の子どもの貧困対策

区ではこれまで、子どもの貧困対策を横断的に推進するために「子どもの貧困対策推進連絡会」を設置し、ひとり親家庭や生活困窮世帯、児童養護施設退所者等を中心に、学びや居場所の支援等を重点的に取り組んできました。

令和2年3月に、これまでの取り組みや子どもの生活実態調査結果等をふまえ、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画を「子ども計画（第2期）後期計画」の中に位置づけて策定しました。

子どもの貧困対策計画の方向性

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、
貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないように
～すべての子どもが健やかに育成される環境を整備すると同時に、ひとり親世帯のみならず、
ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を地域と連携しながら全庁的に推進～

5つの柱による施策展開

- ◆教育の支援
- ◆生活の安定に資するための支援
- ◆支援につながる仕組みづくり
- ◆保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ◆経済的負担の軽減のための支援

調査分析を実施して

阿部 彩氏
首都大学東京　子ども・若者貧困研究センター長

基礎自治体（区市町村）は子どもにとって一番身近な行政機関です。小中学校、保育所、児童館、公園。実は子どもの接する「社会」のほとんどは、自治体の政策と関連します。しかし、子どもの日々の暮らしや、ニーズ、要望を聴く術を、自治体は意外ともっていません。子どもは投票できないし、役所と話をする機会もありません。子どもに関する政策もたいていの場合は子どもの意見抜きで決められています。

首都大学東京子ども・若者貧困研究センターでは、多くの自治体の子どもの生活実態調査を手掛けていますが、一番うれしいのが、「初めて大人が、私たちに聞いてくれた」と多くの子どもが自由記述欄に書いてくれたことです。世田谷区の子どもが、自分の考えで、自分の状況を書く。これが、本調査の最も大事にするところです。

今回、センターは世田谷区の委託で、世田谷区の子どもの声をまとめ、子どもの生活実態の傾向を分析しました。統計処理をしているので見えにくいですが、その1票、1票が子どもの生の声であることを忘れてはなりません。世田谷区が調査を実施したことも画期的ですが、より詳しく子どもの声を聴こうとしたことは称賛に価するといえるでしょう。今後、世田谷区の子ども政策が、ますます子どもの声を根拠として拡充していくことを期待します。

平成30年度に行った世田谷区子どもの生活実態調査については、アンケート調査、ヒアリング調査、詳細分析とも、区ホームページで報告書を公開しています。
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00165614.html

世田谷区子どもの生活実態調査　検索

また世田谷区子どもの貧困対策計画は子ども計画（第2期）後期計画に内包されており、同じく区ホームページで公開しています。
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00180244.html

[発行] 世田谷区子ども・若者部子ども家庭課　TEL 03-5432-2406、FAX 03-5432-3081　令和2年3月　広報印刷物登録番号 No.1826